

此神力不可思議^{ナルモノ}、故爲^ニ天下人間所^レ尊也^ナと述べてあるのはその主要なるもので、道德經には所^ニ以^テ貴^ニ此道^ニ者何^ナ、不^レ曰^ニ求^レ以^テ得[、]有^レ罪^以免^ニ耶[、]故爲^ニ天下之貴^ニと述べて本章を了つてゐるのであるが、この殘卷には、前に記したやうに「求^レ之^ヲ則^チ得[」]で本文を切り、道德經の「不^レ曰^ニ有^レ罪^以免^ニ耶[、]故爲^ニ天下之貴^ニ」に對して、かやうに述べてゐるのである。道德經には屢々「一」といふ語を用い、それが道とか徳とかの意であることは周知のことであるが、この殘卷に見える「一」はそれとは異つて、基督教にいふ「一神」の義に外ならぬと思はれる。漢文景典の一つである一神論には、基督教で重要教義とする主の贖罪のことを述べて、「若^シ其^ノ乞^願時^勿レ^ミ漫[、]乞^願時[、]先^ニ放^ニ人^劫、若^シ然後[、]向^ニ汝^處作^レ罪^過、汝^亦還^ニ放[、]汝^罪、若^シ放^得、一^即放^得、汝^知其^ノ當^家放^得罪[、]一^還客^怒翳^數」と説いてある。こゝにいふ「一」は勿論「一神」を指したのに外ならぬから、この宣元至本經の「一」もこれと同義で、道德經の「一」といふ語を取りいれて、一神の義に用いたのである。従つてこの22—23行は「假へ原始以來死罪を犯したもので、神は犯罪以前の源に還し、犯したものは罪を免れることが出来る。この神力は誠に不可思議なものがある故に、天下人間の貴ぶ所となるのである」の意で、その贖罪の義を、巧に道德經の「有^レ罪^以免[」]という説に合致せしめていたのである。

この外にも15の「神威无等、不^レ棄^ニ愚^鄙、恒^ニ布^ニ大^慈、如^シ大^聖法^王」の一節を挿入して神威を説いたり、18—20にかけて「夫^レ信^レ道^可以^テ驅^ニ除^シ一切^ノ魔^鬼、長^ニ生^富貴、永^免大^火」江^漂迷^上」と説いて、道教的言ひ廻しの中にも、魔鬼を驅除するとか大(火?)江に漂迷すとかいふ景典常用の語を用いたり(魔鬼といふ語は2、3にも見える)、道德教の「不善人」を、8、11、14の三箇所に於て、「不信善之徒」と書きかへて、信仰的の意を帶ばしめて